三重県公報

第八千七百九十二号
昭和三十五年三月八日
火曜日

目次

規則
一　危険物の規制に関する規則　一
告示
一　昭和三十四年七月から九月までの天災の被害農林漁業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域指定　一二
一　公有水面埋立しゅん工認可　一八
一　公有水面埋立権利譲渡許可　一九
一　砂防法による砂防設備を要する土地指定　一九
庁中事項
一　叙任及び辞令　二〇
公告
一　遊興飲食税に係る公給領収証の無効　二〇
一　土地改良区設立審査　二四
お知らせ
一　三重県公報の購読（更新、新規）申込について　二四

規則

◉三重県規則第十六号

危険物の規制に関する規則を次のように定める。

昭和三十五年三月八日

三重県知事　田中覚

危険物の規制に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する総理府令（昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「府令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（製造所等の休止等の届出）

第二条　危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等

」という。）の所有者、管理者又は占有者は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める様式によつてすみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

一　製造所等の使用を三箇月以上休止しようとするとき。（第一号様式）

二　製造所等の設置者の住所、氏名若しくは名称又は製造所等の所在する場所の地名番地に変更があつたとき（法第十一条第四項に規定する製造所等の譲渡又は引渡のあつた場合を除く。）。（第二号様式）

三　製造所等において災害が発生したとき。（第三号様式）

（設置、変更許可証の様式）

第三条　法第十一条第二項の規定により製造所等の設置又は変更の許可をしたときは、第四号様式による許可証を交付するものとする。

（完成検査済証の様式）

第四条　政令第八条第三項の規定による完成検査済証は、第五号様式によるものとする。ただし、同条第一項後段に規定するタンク部分の水張検査又は水圧検査の検査済証は、第六号様式によるものとする。

（届出済証の様式）

第五条　法第十五条第二項の規定による映写室の設置届出を受理したときは、第七号様式による届出済証を交付するものとする。

（立入検査証の様式）

第六条　法第十六条の四第二項の規定による証票は、第八号様式によるものとする。

（収去証の様式）

第七条　法第十六条の四第一項の規定により危険物を収去するときは、被収去者に第九号様式による収去証を交付するものとする。

（手数料）

第八条　政令第四十条の規定による手数料は、県金庫の発する保管証書によつて納付するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式

危険物　製造所／貯蔵所／取扱所　休止届出書

昭和　年　月　日

三重県知事　殿

届出者

住所

氏名　㊞

設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
設置許可年月日		許可番号	
完成検査年月日		検査番号	
貯蔵所又は取扱所の区分			
危険物の類、品名及び最大数量			
使用休止期間			
休止の理由			
備考			

第2号様式

設置者の氏名（名称）
設置場所の地名（番地）変更届出書

昭和　年　月　日

三重県知事　殿

届出者

住所

氏名　㊞

設置者	変更前	住所
		氏名
	変更後	住所
		氏名
設置場所の地名又は番地	変更前	
	変更後	
貯蔵所又は取扱所の区分		
設置許可年月日		許可番号
完成検査年月日		検査番号
危険物の類、品名及び最大数量		
備考		

第3号様式

災害発生届出書

昭和　年　月　日

三重県知事　殿

届出者

住所

氏名　㊞

設置者	住所	
	氏名	
災害発生日時		
災害発生場所		
製造所、貯蔵所又は取扱所の別		貯蔵所又は取扱所の区分
災害発生の原因及び状況		
措置状況		
被害状況		
危険物取扱主任者氏名		免状の種別、交付番号
設置許可年月日		許可番号
完成検査年月日		検査番号
備考		

第4号様式

製造所
危険物 貯蔵所 設置（変更）許可証
取扱所

設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
地域別	防火地域別		用途地域別	
貯蔵所又は取扱所の区分				
危険物の類、品名 最大数量			指定数量の　倍	
許可条件				
許可番号				

昭和　年　月　日

三重県知事　印

第5号様式

製造所
危険物 貯蔵所 完成検査済証
取扱所

設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
地域別	防火地域別		用途地域別	
貯蔵所又は取扱所の区分				
設置（変更）許可年月日	年　月　日	設置（変更）許可番号	三危第　号	
水張（水圧）検査年月日	年　月　日	水張（水圧）検査番号	第　号	
完成検査年月日	年　月　日	完成検査番号	第　号	
敷地面積	m²	建築面積	m²	
位置、構造設備の概要	位置空地			
	建築物			
	工作物			
	その他			
消火設備 警報設備				
危険物の類、品名 最大数量		指定数量の　倍		

昭和　年　月　日

三重県知事　印

第6号様式

水張
水圧　検査済証

設置者	住所	
	氏名	
設置場所		
タンクの種別		
検査の種別		
設置（変更）許可年月日		
設置（変更）許可番号		
検査年月日		
検査番号		

昭和　年　月　日

三重県知事　印

第7号様式

映写室設置届出済証

設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
施設の名称				
施設の用途				
設置の目的				
設置年月日	年　月　日			
敷地面積	m^2	建築面積	m^2	
映写室	構造			
	消火設備			
	電気設備			
	換気設備			
その他				
届出受理番号				

昭和　年　月　日

三重県知事　印

第8号様式

表　面

第　　号

昭和　　年　　月　　日交付

職

氏　　名

生年月日

←55mm→

消防法第16条の4による　立　入　検　査　証

三　重　県　知　事　㊞

←90mm→

裏　面

消防法抜すい

第16条の4　市町村等は、危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、又は当該消防事務に従事する職員に、製造所、貯蔵所若しくは取扱所に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱が技術上の基準に適合しているかどうかを検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物を収去させることができる。

2　第4条第4項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第44条　左の各号の一に該当する者は、2千円以下の罰金又は拘留に処する。

二　第4条、第16条の4又は第34条の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は故なく第4条、第16条の4又は第34条の規定による消防職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第9号様式

第　　号

収　　去　　証

設置者	住　所	
	氏　名	
収去場所		
収去する物の品名、数量		

消防法第16条の4の規定により上記のとおり収去する。

昭和　　年　　月　　日

収去者　職

氏名　　㊞

告示

◎三重県告示第百三号

昭和三十四年七月から九月までの天災の被害農林漁業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域を、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第二条第五項第一号、第二号及び第三号の規定により、次のとおり指定する。

昭和三十五年三月八日

三重県知事　田中覚

農業関係

新市町村名	旧市町村名	大字名
桑名市	桑名市、深谷村、城南村	
多度町	七取村、多度町	
長島町	長島村、楠村、伊曾島村	
木曾岬村	木曾岬村	
藤原村	中里村	
四日市市		下野尻、石川
		富洲原地区、富田地区、羽津地区、塩浜地区、常盤地区、日永地区
川越村	川越村	
楠町	楠町	
鈴峯村	加佐登村、石薬師村、白子町、河曲村、箕田村、若松村、天名村、井田川村、深伊沢村	
鈴鹿市		伊船、長沢、小社、小岐須、三畑、原村
		平野町、国府町、北長太町、一の宮町、南長太町
美里村		家所、穴倉、高座原、日南田、船山
安濃村	草生村、村主村、安濃村、明合村	
芸濃町	雲林院村、河内村	小野平、忍田、楠原
津市		分部、大字小舟、大字殿村
河芸町		東千里
久居町	戸木村	本村甲、小戸木、須賀瀬、川方、牧、新家、木造、中川原
一志町		大柳、石橋、井生、其倉、其村
嬉野町		上小川、小原、滝之川、下之庄、一志、平生、天花寺、宮古、田村、津屋城
三雲村		中道、曽原、小津、中林、曽多村新田、小舟江、笠松、星合、五主
香良洲町	香良洲町	
美杉村	竹原村、八知村、八幡村、太郎生村、伊勢寺村、多気村、下ノ川村	
松阪市	大石村、宇気郷村、茅広江村、射和村、満代村、松阪市、西黒部村、東黒部村、松ケ崎村、港村、櫛田村	
飯南町	柿野町、粥見町	
飯高町	川俣村、森村、波瀬村	
明和町	大淀町、上御糸村、下御糸村、斎宮村、明星村	
多気町		美濃田、岡山
勢和村		下滝野、野々口、作滝、赤桶
尾鷲市	尾鷲町、九鬼村、北輪内村、南輪内村	
海山町	引本町、桂城村	
長島町	三野瀬村	
伊勢市	宇治山田市、神社町、宮本村、浜郷村、大湊町、四郷村、豊浜村、北浜村、城田村、沼木村	田中、土羽、成川、野中、平谷、四神田、油夫、仁田、五桂、前村、神坂、相可、荒蒔、河田、下朝長、北弟国、上朝長、南弟国、津留
二見町		古江
御薗村	御薗村	

小俣町	小俣町
玉城町	田丸町、有田村、東外城田村、下外城田村
紀勢町	錦町
度会村	中川村、内城田村、小川郷村、一之瀬村
南島町	島津村、吉津村、鵜倉村、中島村
南勢町	神原村、五ヶ所町、穂原村、南海村、宿田曾村
鳥羽市	長岡村、鏡浦村、加茂村、鳥羽町
大王町	波切町、船越村、名田村、畔名村
磯部町	磯部村、神原村、的矢村
浜島町	浜島町
阿児町	志島村、甲賀村、国府村、鵜方町、神明村、立神村、安乗村
志摩町	御座村、布施田村、片田村、越賀村、和具町
熊野市	荒坂村、新鹿村、泊村、木本町、有井村、神川村、五郷村、飛鳥村
御浜町	阿田和町、市木村、神志山村、尾呂志村、井田村
名張市	大屋戸、夏秋、蔵持甲、蔵持乙、黒田、安部田、矢川、朝日町、南町、東町、夏見、瀬古口、中村
上野市	小田町
青山町	高尾

紀勢町

開拓関係

新市町村名	開拓地区名
北勢町	山郷
桑名市	城南
大安町	梅戸井

員弁町	平古
菰野町	朝上、草里野、千種
石加村	石榑
四日市市	県、小山田、坊主尾、日永
亀山市	亀山
鈴鹿市	白子、高塚、椿深伊沢
豊里村	椋本
安濃村	草生明合、安濃
芸濃町	河内
津市	津、高茶屋沿海
久居町	久居
白山町	家城、大広、天王
美杉村	竹原、大洞山
松阪市	松尾
飯南町	粥見
明和町	斎宮
勢和村	五ヶ谷、丹生、茅広江
小俣町	明野
阿児町	国府外三ヶ村
玉城町	東外城田
磯部町	迫間、奥部、国府外三ヶ村
浜島町	浜島、浜島第二
伊賀町	壬生野
名張市	西田原、古山
上野市	中瀬、友生

林業関係

新市町村名	旧市町村名	大字名
	藤原村	中里村
	石加村	石榑村
	孤野町	千種村
	関町	加太村、坂下村、関町
	芸濃町	河内村
	美里村	辰水村
	白山町	家城町、倭村
	美杉村	竹原村、八知村、八幡村、伊勢地村、太郎生村、多気村、下之川村
	嬉野町	宇気郷村
	松阪市	宇気郷村
	飯南町	粥見町、柿野町
	飯高町	川俣村、宮前村、波瀬村、森村
	宮川村	大杉谷村、萩原村
	伊勢市	宇治山田市、沼木村
	度会村	内城田村、中川村、小川郷村、一之瀬村
	大宮町	滝原村、七保村
	大内山村	大内山村
	紀勢町	柏崎村、錦町
	南島町	鵜倉村、中島村、吉津村、島津村
	南勢町	五ヶ所町、穂原村、南海村、宿田曾村、神原村
	磯部町	磯部村、神原村
	阿児町	鵜方町

浜島町	浜島町	
鳥羽市	鳥羽町、加茂村	
大山田村	阿波村	
青山町	上津村、種生村、矢持村	
名張市	名張町、国津村、箕曲村	
長島町	長島町、赤羽村	
海山町	相賀町、船津村、引本町、桂城村	
尾鷲市	尾鷲町、須賀利村、九鬼村、南輪内村、北輪内村	
熊野市	新鹿村、荒坂村、泊村、木本町、飛鳥村、有井村、神川村、五郷村、神志山村	
紀宝町	井田村、御船村、相野谷村	
紀和町	入鹿村、上川村、西山村	

漁業関係

新市町村名	旧市町村名	大字名
	木曾岬村	
	伊曾島村、楠村	
	城南村	
	川越村	
	四日市市	
	楠町	
	白子町、若松村	
	豊津村	
	白塚町、一身田町、津市	
	三雲村	
	香良洲町	
木曾岬村		
長島町		大島
桑名市		赤須賀
川越村		
四日市市		
楠町		
鈴鹿市		北長太町、南長太町、下箕田町、磯山町
河芸町		東千里、西千里
津市		町屋町
鵜村、天白村		
香良洲町		

松阪市	松ヶ崎村、西黒部村、東黒部村
明和町	下御糸村、大淀町
伊勢市	宇治山田市、豊浜村、北浜村
二見町	二見町
南勢町	五ヶ所町、穂原村、南海村、宿田曾村、神原村
南島町	島津村、吉津村、鵜倉村、中島村
紀勢町	錦町
鳥羽市	鳥羽町、長岡村、鏡浦村、桃取村、答志村、神島村
浜島町	浜島町
大王町	波切町、船越村、名田村、畔名村
志摩町	和具町、片田村、布施田村、御座村、越賀村
阿児町	鵜方町、神明村、立神村、志島村、甲賀村、国府村、安乗村
磯部町	的矢村、磯部町
長島町	長島町、三野瀬村
海山町	引本町、相賀町、桂城村
尾鷲市	尾鷲町、須賀利村、九鬼村、南輪内村
熊野市	木本町、荒坂村、泊村、有井村、新鹿村
御浜町	阿田和町、市木村

猟師、大口町、高町	
	安楽島町
	三木浦
	遊木

◎三重県告示第百四号

公有水面埋立しゆん工について、次のように認可した。

昭和三十五年三月八日

三重県知事　田中覚

一　願人の住所氏名　志摩郡浜島町大字浜島六一三　井上友久

二　埋立の場所及び面積　志摩郡浜島町大字浜島字鴻之浦地先海面六十八坪二合九勺

三　埋立の目的　埋立

四　真珠養殖作業場

五　工事着手及びしゆん工年月日
着手　昭和三十四年一月十日
しゆん工　昭和三十四年六月三十日

六　埋立免許の年月日　昭和三十三年十二月十五日

七　埋立しゆん工認可年月日　昭和三十五年一月十八日

◎三重県告示第百五号

公有水面埋立権利譲渡について、次のように許可した。

昭和三十五年三月八日

三重県知事　田中覚

一　願人の住所氏名
譲渡人　鳥羽市浦村町　小林幸太郎
譲受人　鳥羽市浦村町　木下佐之助

二　場所及び面積　鳥羽市浦村町字大永谷地先海面四百六十坪

三　埋立の目的　かき養殖作業場及び道路

四　免許年月日　昭和二十八年九月七日

五　しゆん工年月日　昭和三十三年九月三十日

六　譲渡許可年月日　昭和三十四年七月一日

◎三重県告示第百六号

次の土地は、砂防法第二条の規定により、砂防設備を要する土地として、昭和三十四年十二月十四日建設省告示第二千四百六十三号で建設大臣から指定された。

昭和三十五年三月八日

三重県知事　田中覚

払子川

阿山郡阿山村大字石川字生坂千二百十一番地の上流筆境を対岸に延長した線から河合川合流点までの区間の官民地境界線から左右各岸十メートルまでの区域及び同区間の河川敷

砂川

上野市大字山出字野縄千百十八番地の上流筆境を対岸に延長した線から大字猪田字岬之前千六百九十三番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸十メートルまでの区域及び同区間の河川敷

神路川
志摩郡磯部町大字恵利原字炭谷二十番地内の水源から字小川橋二百十九番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸二十メートルまでの区域及び同区間の河川敷

庁中事項

◉**叙任及び辞令**

昭和三十四年十二月十日
三重県事務吏員　石川里
三重県新市町村建設促進本部委員を免ずる

昭和三十四年十二月十六日
三重県事務吏員　森本修
三重県新市町村建設促進本部委員を命ずる

昭和三十五年二月一日
山口茂夫
井本保郎
加藤久
千葉胤一
赤塚一郎
松崎麻次郎
三谷祇賀
樋口恒通
三重県薬事審議会委員を委嘱する

三重県事務吏員　田川亮三
三重県技術吏員　阪巻市雄
三重県薬事審議会委員を命ずる

三重県技術吏員　伊達富男
三重県事務吏員　伊藤利一
三重県薬事審議会幹事を命ずる

三重県技術吏員　青木長夫
同　片岡郁三
三重県薬事審議会書記を命ずる

公告

◉遊興飲食税に係る次の公給領収証について、紛失の届出があつたから、三重県県税条例施行規則第六十六条第三項の規定により無効とする。

昭和三十五年三月八日
三重県知事　田中覚

一
公給領収証の種類
地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の二様式
F三二二〇一～三二三〇〇　一冊
紛失年月日
昭和三十四年九月二十六日
紛失届出者
桑名市南寺町二九七六の二　神谷はるへ

二
公給領収証の種類
地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の二様式
F四一〇〇一～四一一〇〇　一冊
紛失年月日
昭和三十四年九月二十六日
紛失届出者
桑名市矢田磧中ノ町二七三〇番地　橋本富美子

三
公給領収証の種類
地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の七様式
J二一六〇一～二一七〇〇　一冊
紛失年月日
昭和三十四年九月二十六日
紛失届出者
桑名市銀町五四一番地　伊藤三郎

四
公給領収証の種類
地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の二様式及び第十五号の七様式
第十五号の二様式　G八一七〇一～八一八〇〇　一冊
第十五号の七様式　J一七一〇一～一七二〇〇　一冊
紛失年月日
昭和三十四年九月二十六日
紛失届出者
桑名市東常盤町四一五番地　安達東吉

五
公給領収証の種類
地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の八様式
K三八〇〇一～三八一〇〇　一冊
紛失年月日
昭和三十四年九月二十六日
紛失届出者
桑名市大央町一八七番地　河合貞子

六

一　公給領収証の種類
　地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の八様式
　B九七六〇一～九七七〇〇　一冊
一　紛失年月日
　昭和三十四年九月二十六日
一　紛失届出者
　桑名市大央町七七番地　高須つぎ子

七

一　公給領収証の種類
　地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の八様式
　K四五四〇一～四五五〇〇　一冊
一　紛失年月日
　昭和三十四年九月二十六日
一　紛失届出者
　桑名市中央町西三五五番地　加藤きくを

八

一　公給領収証の種類
　地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の七様式
　J二三五〇一～二三六〇〇　一冊
一　紛失年月日
　昭和三十四年九月二十六日
一　紛失届出者
　桑名郡長島町大字下町二〇番地　堀　久子

九

一　公給領収証の種類
　地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の七様式及び第十五号の八様式
　第十五号の七様式　J二五一〇一～二五二〇〇　一冊
　第十五号の八様式　J五八九〇一～五九〇〇〇　一冊
一　紛失年月日
　昭和三十四年九月二十六日
一　紛失届出者
　桑名郡長島町大字下町三三番地　舘　順次郎

十

一　公給領収証の種類
　地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の七様式
　G一九〇一～二〇〇〇　一冊
一　紛失年月日
　昭和三十四年九月二十六日
一　紛失届出者
　桑名郡長島町大字中町　佐藤　三男

十一

一　公給領収証の種類
　地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の二様式及び第十五号の七様式
　第十五号の二様式　F三五四〇一～三五五〇〇　一冊
　第十五号の七様式　G一一五〇一～一一六〇〇　一冊
一　紛失年月日
　昭和三十四年九月二十六日
一　紛失届出者
　桑名郡長島町大字中町　岡田美さ緒

十二

一　公給領収証の種類
　地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の七様式
　A九四〇一～九五〇〇　一冊
一　紛失年月日
　昭和三十四年九月二十六日
一　紛失届出者
　桑名郡長島町大字西外面　水谷　誠三

十三

一　公給領収証の種類
　地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の二様式及び第十五号の七様式
　第十五号の二様式　G八〇二〇一～八〇三〇〇　一冊
　第十五号の七様式　G一九四〇一～一九五〇〇　一冊
一　紛失年月日
　昭和三十四年九月二十六日
一　紛失届出者
　桑名郡長島町大字西外面　藤島　源治

十四

一　公給領収証の種類
　地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の二様式及び第十五号の七様式
　第十五号の二様式　G八〇三〇一～八〇四〇〇　一冊
　第十五号の七様式　G一六八〇一～一六九〇〇　一冊
一　紛失年月日
　昭和三十四年九月二十六日
一　紛失届出者
　桑名郡長島町大字押付　藤島　萩子

十五

一　公給領収証の種類
　地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の

二様式及び第十五号の七様式
第十五号の二様式　G八〇七〇一～八〇八〇〇　一冊
第十五号の七様式　A八九〇一～九〇〇〇　一冊
一　紛失年月日
昭和三十四年九月二十六日
一　紛失届出者
桑名郡長島町大字下町一七番地　丹羽　とく

十六

一　公給領収証の種類
地方税法施行規則第九条の二第一項に規定する第十五号の二様式及び第十五号の七様式
第十五号の二様式　G八〇五〇一～八〇六〇〇　一冊
第十五号の七様式　A八七〇一～八八〇〇　一冊
一　紛失年月日
昭和三十四年九月二十六日
一　紛失届出者
桑名郡長島町大字下町　服部　行雄

◉新屋敷土地改良区設立認可申請による調査報告書の提出があったので、土地改良法第八条第四項の規定により次のとおり公告する。
昭和三十五年三月八日

三重県知事　田中　覚

一　縦覧に供する書類の名称
1　審査報告書の写
2　土地改良事業計画書
3　定款の写
二　縦覧の期間
昭和三十五年三月十日から
昭和三十五年三月二十九日まで
三　縦覧の場所
松阪市役所朝見支所

お知らせ

◉**三重県公報の購読（更新、新規）申込について**

昭和三十五年三月三十一日で、昭和三十四年度の三重県公報購読期間が満了となりますので、昭和三十五年度（昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで）も引続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、次によりお申込み下さい。

記

一　申込先　津市栄町一丁目　三重県総務部庶務課電話（代表）津局六一一一番　六一三一

二　購読料（郵送料を含む。）
一年分　一部につき　二、五〇〇円
六箇月分　〃　一、二五〇円
一箇月分　〃　二一〇円

三　申込要領　申込書（既報）に購読料を添えてお申込み下さい。（郵便為替又は現金書留でも結構です。）

購読料　一月二一〇円　六ケ月一、二五〇円　一年二、五〇〇円